

鹿児島県警察本部訓令第16号

鹿児島県警察の警察用船舶に関する訓令を次のように定める。

令和6年6月11日

鹿児島県警察本部長 野川明輝

鹿児島県警察の警察用船舶に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 船舶警察活動（第8条－第18条）
- 第3章 保全及び整備（第19条－第25条）
- 第4章 指導教養（第26条）
- 第5章 雑則（第27条－第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、鹿児島県警察に所属する警察用船舶（以下「船舶」という。）の適正な管理及び効率的な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

（船舶の意義）

第2条 この訓令において船舶とは、鹿児島県警察に所属する国有船、県有船及び一定の期間を定めて借り上げて管理使用する船舶をいう。

（船舶の配置）

第3条 船舶を配置する所属は、生活安全部地域課（以下「本部地域課」という。）及び沿海を管轄する警察署の中から海上に関係ある治安情勢等を考慮して定める。

（船舶管理責任者）

第4条 生活安全部長を船舶管理責任者（以下「管理責任者」という。）とする。

2 管理責任者は、全船舶の保全、整備、使用等を監督し、船舶の維持管理について責任を負う。

（運用責任者）

第5条 生活安全部地域課長を船舶の運用責任者とする。

2 運用責任者は管理責任者を補佐し、船舶の維持管理、運用に関する企画及び調整に当たるものとする。

（使用責任者）

第6条 船舶の配置を受けた所属の長を使用責任者とする。

2 使用責任者は、管理責任者の指揮監督を受け、船舶の維持管理に当たるとともに、運用責任者と連絡を密にし、船舶の有効な使用に努めなければならない。

（乗組員）

第7条 船舶に、船長、機関長（20トン未満の船舶を除く。）その他必要な乗組員を置く。

2 船長及び機関長は、船舶の運航及び保全について責任を負う。

第2章 船舶警察活動

(任務及び活動区域)

第8条 船舶は、別表に定める船舶ごとの活動区域内を管轄区域、広域運用区域に分けて、船舶警ら及び訪船連絡並びに各所属の警察業務の支援を行い、海上犯罪の予防検挙等の任務遂行に当たるものとする。

(広域運用)

第9条 広域運用計画に基づく広域運用区域内での運用は、使用責任者において路線を指定して行うものとする。

(使用の原則)

第10条 船舶の使用については、常に燃料の節約及び船舶並びに装備資機材の機能保持に努め、有事に備えなければならない。

(運用計画の策定)

第11条 使用責任者は、船舶の計画的な運用を図るため、翌月の警察用船舶月間運用計画を策定するものとする。

(運航の許可)

第12条 船舶を使用する場合は、事前に警察用船舶活動日誌（別記第1号様式）により使用責任者に運航の許可を受け、使用後は同日誌により使用責任者に報告しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は口頭又は電話で使用責任者の許可を受けることができる。

(運航の指示及び命令)

第13条 運用責任者は、使用責任者に対し、船舶の運航に関して必要な指示をすることができる。

2 船舶の運航は、使用責任者の命による。

(警察官の乗務)

第14条 使用責任者は、船舶を第8条に規定する任務のため出動させる場合、必要に応じ警察官を乗船させなければならない。

2 前項の規定により乗船した警察官（以下「乗務警察官」という。）は、責任者として活動中における指揮・統制を行うものとする。

3 船長は、船舶の運航に重大な支障があると認める場合を除き、乗務警察官の指示に従うものとする。

(乗組員の任務)

第15条 船長は、船舶の運行に際しては、海事法規を遵守するとともに、常に気象の変化に留意し、かつ、活動区域内の港湾施設、地形、潮流、水深、潮の干満等を常時把握し、荒天時は自船の安全について万全の措置をとらなければならない。

2 機関長は、出港前に必ず機関の点検をし、航行の安全を期するとともに、燃料の節約に努

めなければならない。

(応援の要請)

第16条 所属において事前に船舶の応援が必要と判明しているときは、使用責任者に申請しなければならない。

2 所属長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由がある場合は電話で使用責任者に応援要請しなければならない。

3 船舶の応援要請を受けた使用責任者は、支障のない限りこれに応ずるものとする。

(指揮権の移転)

第17条 広域運用区域における指揮権については、次に掲げるとおりとする。

(1) 広域運用区域で船舶警ら等の通常基本勤務活動を行う船舶に対する指揮は、使用責任者が行うものとする。ただし、広域運用区域における事件・事故等の処理に関する指揮については、当該区域を管轄する警察署長が行うものとする。

(2) 応援要請時の船舶に対する指揮権については、船舶が応援先に到着し、応援要請を行った所属長の指揮下に入った時点をもって移転するものとする。

(船舶の使用統制)

第18条 管理責任者は、治安上緊急を要する場合又は警備訓練その他により必要がある場合は、船舶の使用を統制することができる。

第3章 保全及び整備

(係留)

第19条 船長は、船舶を使用しないときは、当該船舶を基地港の所定の場所に係留しなければならない。ただし、気象、海象その他の状況により、船舶を退避させるときはこの限りでない。

(事故の防止)

第20条 船長は、船舶を離れるときは、盗難、火災及びその他の事故の防止について適切な措置を講じなければならない。

(船内待機)

第21条 船長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、他の乗組員とともに船舶において待機しなければならない。

(1) 気象、海象及びその他の状況により、退避しなければならないと予測されるとき。

(2) その他使用責任者から命じられたとき。

2 船長は、前項により待機する場合においては、火気に注意し、気象、海象等の変化に留意しなければならない。

(点検)

第22条 船長及び機関長は、毎週1回以上、機関の始動、船体及び装備品の点検を行い、その結果を警察用船舶点検簿(別記第2号様式)に記入しなければならない。

(整備計画)

第23条 運用責任者は、毎年度、船舶の整備計画を定め、計画的に整備を実施しなければならない。

(整備要求)

第24条 使用責任者は、船舶について整備を必要とするときは、警察用船舶整備申請書（別記第3号様式）により管理責任者に申請しなければならない。

2 管理責任者は、前項の要求書を受け取ったときは、速やかに措置を決定し、使用責任者に通知しなければならない。

(燃料)

第25条 使用責任者は、船舶の燃料四半期分を警察用船舶燃料執行計算書（別記第4号様式）により、四半期の前月20日までに提出しなければならない。

2 管理責任者は、四半期ごとに燃料の割当量を決定し、使用責任者に通知するものとする。

3 使用責任者は、配分された燃料が特別の理由により、著しく不足する場合は、燃料特別配分申請書（別記第5号様式）により管理責任者に提出するものとする。

4 使用責任者は、燃料の計画的な使用に努めるとともに、給油の状況を明確にしておかなければならない。

第4章 指導教養

(指導教養)

第26条 運用責任者及び使用責任者は、乗組員に対し、船舶の維持管理に関すること及び運用に関すること並びに予算の執行について、必要な指導教養を行わなければならない。

第5章 雑則

(船舶台帳)

第27条 使用責任者は、管理する船舶について船舶台帳（別記第6号様式）を備え必要事項を記載して整理保管しなければならない。

2 使用責任者は、台帳記載事項に異動が生じた場合及び船舶に整備を実施した場合は、その状況を船舶台帳記載事項異動報告書（別記第7号様式）により翌月10日までに管理責任者に報告しなければならない。

(航海日誌)

第28条 使用責任者は、航海日誌（別記第8号様式）を備え、船舶を使用した場合はその都度必要事項を記入整理しなければならない。

(沈没、損傷等の報告)

第29条 使用責任者は、船舶が災害その他の事故により沈没又は損傷したときは、速やかに管理責任者を経て警察本部長に報告しなければならない。

(特殊事案の報告)

第30条 使用責任者は、海難を救護し、又は海上事故その他特殊な事案を処理したときは、その状況を速やかに管理責任者を経て警察本部長に報告しなければならない。

(月報及び年報)

第31条 使用責任者は、毎月の船舶の活動結果を翌月10日までに警察用船舶月報（別記第9号様式）により管理責任者に報告しなければならない。

2 使用責任者は、年間の船舶の活動結果を翌年1月10日までに警察庁から示される様式により管理責任者に報告しなければならない。

（関係機関との連絡協調）

第32条 使用責任者は、海上保安部、税関その他関係機関と常に緊密な連絡保ち、任務の円滑な推進に努めなければならない。

（協議）

第33条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行のための必要な事項は、管理責任者及び運用責任者が協議して定めるものとする。

附 則

1 この訓令は、令和6年6月11日から施行する。

2 鹿児島県警察の警察用船舶の運用に関する訓令（平成10年鹿児島県警察本部訓令第31号）は、廃止する。

3 鹿児島県警察の警察用船舶の管理に関する訓令（平成11年鹿児島県警察本部訓令第25号）は、廃止する。

別表(第8条関係)

警察用船舶活動区域

船舶名	活動区域	
	管轄区域	広域運用区域
さくらじま	鹿児島湾内	鹿児島湾を除く熊本及び宮崎の県境海域から十島村横当島周辺海域
おおしま	配置所属の管轄区域	配置所属の管轄区域を除く奄美大島周辺海域から沖縄県境海域

青 察 用 船 船 点 検 簿

		年	月	日曜												合計			
区分																			
機 関 部	右舷機 h																		
	中舷機 h																		
	左舷機 h																		
	発電機 h																		
	給油量																		
	従用量																		
	残油																		
	モーター																		
	バッテリー																		
	始動機																		
船 体 部	外舷																		
	甲板																		
	操舵装置																		
	ライントリナー																		
備 品	無線機																		
	時計																		
	羅針盤																		
	航海計器																		
救命設備																			
備考																			

1 異状のある場合は×印、ない場合は○印をつけること。
 2 備考欄には、整備した結果を記入すること。

第3号様式(第24条関係)

1 年 未 満 保 存
(年 月 日 まで)

F N . B 2 - 3 - 1

○ 地 号 外
年 月 日

警察用船舶管理責任者 殿

○ ○ ○ 長

警察用船舶整備申請書

船 名	整備種別		定期・中間・通常・臨時
整備箇所, 部品名	見積価格	整備箇所, 部品名	見積価格
		合 計 額	

第4号様式 (第25条関係)

1 年 未 満 保 存
(年 月 日 まで)

F N . B 2 - 3 - 1

○ 地 号 外
年 月 日

警察用船舶管理責任者 殿

○ ○ ○ 長

警察用船舶燃料執行計算書

(/ 4 半期)

1 見込額

月 別	消 費 見 込 数 量	消 費 見 込 金 額	備 考
	㊦	円	
	㊦	円	
	㊦	円	
合 計	㊦	円	

免税軽油 1㊦税込み単価 円

2 その他

第5号様式(第25条関係)

1 年 未 満 保 存
(年 月 日 まで)

F N . B 2 - 3 - 1

○ 地 号 外
年 月 日

警察用船舶管理責任者 殿

○ ○ ○ 長

燃 料 特 別 配 分 申 請 書

船 名			
当 期 配 分 量		月 日 現 在 量	
燃 料 の 種 類		申 請 量	
特 別 配 分 を 受 け よ う と す る 具 体 的 理 由			

船舶台帳

所属部署名		船主名		船名	
船籍港		登録番号		登録年月日	
船 体	総トン数			木鋼船別	
	船型			全長(メートル)	
	巾(メートル)			深さ(メートル)	
	建造年月			製造会社名	
主 機 関	馬力数(kw)			種類	
	型式			主燃料	
	1時間1馬力当たり 燃料消費量 (リットル)			燃料タンク容量 (リットル)	
	製造年月			製造会社名	
航行区域				最高速力(ノット)	
航海速度				航続距離(マイル)	
乗組員数				その他の乗船者	
無線の種類				マストの本数	
その他の特殊設備					
備考					

船 舶 写 真

第7号様式(第27条関係)

1 年 未 満 保 存
(年 月 日 まで)

F N . B 2 - 3 - 1

○ 地 号 外
年 月 日

警察用船舶管理責任者 殿

○ ○ ○ 長

船舶台帳記載事項異動報告書

沿 革				
年	月	日	記 事	
検 査				
施行年月日	検査の種類	検査地	記 事	
修 理 の 状 況				
区 分	修理年月日	修理箇所	修理費	修理造船所

備考 該当の分について上記様式に従い報告すること。

警察用船舶月報 (月分)

船名

船舶名		項目	犯罪の検挙		警告		
			件数	人員	件数	人員	
出動日数		犯罪の検挙及び保護・取扱い					
出動時間	警ら活動	刑法					
	訪船活動	外事関係法令					
	捜索救助	出入国管理及び難民認定法					
	保護その他取扱い	旅券法					
	捜査	小計	0	0	0	0	
	公害事犯	貿易関係法令					
	警備・警戒	関税法					
	警衛・警護	関税定率法					
	変死取扱い	関税特例法					
	漂流物拾得	外国為替及び外国貿易法					
	護送	小計	0	0	0	0	
	広報活動	漁業関係法令					
	調査・特命訓練	漁業法					
	試運転・整備	漁船法					
	その他	水産資源保護法					
合計		0	0	0	0		
不出動日数	故障	漁業調整規則					
	定期検査	小計	0	0	0	0	
	整備	船舶安全法					
	悪天候	船舶職員法					
	準備態勢	船舶法					
	欠員	港則法					
	燃料不足	港湾法					
	その他	海上衝突予防法					
	合計		0	0	0	0	
	検算		0	0	0	0	
			海上交通安全法				
			海上運送法				
			海難審判法				
			水難救護法				
			航路標識法				
		水路業務法					
		水先法					
		河川法					
		港湾運送事業法					
		水上安全条例					
		迷惑行為防止条例					
		その他の条例等					
		小計	0	0	0	0	
		麻薬・覚せい剤関係取締法					
		銃刀・火薬関係取締法					
		公害関係取締法					
		毒物劇物取締法					
		労働基準法					
		軽犯罪法					
		その他					
		小計	0	0	0	0	

保護・その他の取扱い	件数	人員
被救助者の救助		
病人等の保護		
変死取扱い		
被救助船舶の救助		
漂流物拾得		
その他		
合計	0	0